

棚田加算を活用した集落ぐるみの地域活性化の取組みにより、つなぐ棚田遺産「鳥の巣」棚田を守る!

- 「鳥の巣棚田」を中心とした農地保全への取組み（獣害対策）
- NPO法人と連携した荒廃農地再生、地元女性グループとの地域活性化策

集落の課題

高齢化・後継者不足・獣害

- ・農家の高齢化や後継者不足が進み、当初45戸であった協定参加農家が39戸に減少
- ・猪や鹿等の獣害被害の発生
- ・荒廃化が懸念される農地の発生
- ・将来の農地の維持・保全への不安



取組内容

集落ぐるみの獣害対策

- ・「鳥の巣棚田」周辺に約6kmのワイヤーメッシュ獣害防止柵を設置

荒廃農地の再生

- ・地元住民と「NPO法人五ヶ瀬自然学校」スタッフにより荒廃農地7筆26aを再生し、「トウモロコシ」栽培を開始
- ・農業体験イベントを開催し、トウモロコシの苗の移植や収穫等の繁忙期の農作業へのボランティア支援を募り労働力をカバー

女性グループによる地域活性化策

- ・地元の女性グループによる地域活性化活動の一環として、地元産の小豆を加工し、地域の特産物になるように「手づくり羊羹」を商品化



【羊羹】

取組の成果

棚田の持続的な農地保全

宮野原集落協定を中心とした様々な取組みにより集落機能の強化が図られ「鳥の巣棚田」の農地保全を継続



【鳥の巣棚田】

保全活動への取組みが評価され宮崎県から「ひなたの棚田遺産」を、農林水産省から「つなぐ棚田遺産」を認定される



取組地域の概要

○位置



○地域の概要

- ・宮崎県五ヶ瀬町の中央部に位置し、三ヶ所川右岸に分布する棚田地域である

○主要作物

- ・水稲、茶、夏秋野菜

○集落協定の概要(R3現在)

面積：10.3ha (田) 4.6ha (畑)
 交付金額：336万円
 (個人配分60%、共同取組活動40%)
 構成員：農業者38人、NPO法人1法人
 協定開始：平成12年度

1 集落の概要

鳥の巣棚田の維持に向けて

——集落の特徴を教えてください。

宮野原地区は、宮崎県五ヶ瀬町の中央部に位置し、集落戸数47戸、農家戸数38戸で構成され、三ヶ所神社や浄専寺などの神社仏閣を有する集落で、国指定重要無形民俗文化財である荒踊や三ヶ所神社神楽が奉納されるなど地域の伝統文化の拠点でもあり、地域に伝わる「神楽」の後継者育成・継承活動が行われています。同地区の「鳥の巣棚田」は、平成11年に「日本の棚田百選」、令和4年には「つなぐ棚田遺産」に認定され、この棚田を含む約15haの農地を、39戸の農家が参加し中山間直払制度により維持・保全しています。



【浄専寺のしだれ桜】



【鳥の巣棚田】



【三ヶ所神社神楽】

2 集落の抱える課題

進む高齢化と後継者不足 荒れる農地

—集落の抱えている課題は何ですか？

宮野原地区も他に漏れず農家の高齢化や後継者不足が進んでいます。集落協定開始当初は45戸であった協定参加農家も現在39戸に減少し、それに加えてイノシシやシカ等の獣害被害の発生等により「鳥の巣棚田」の景観を損なう荒廃農地や荒廃の恐れがある農地も出始め、将来の農地の維持・保全への不安も少なからずありました。

3 取組の経緯

協力者現る！

—どんな取組を行ってきましたか？

昭和61年から、県民生協(現コープみやざき)との米等の産直取引開始を機に、村づくりの一環として生産者と消費者間で交流を行っており、これまで田植えや稲刈り、夜神楽の交流体験など様々な事業を展開してきました。

また、「棚田」と「桜」、「神楽」を組み合わせた交流人口の増加という目標の根幹となる、農地保全や農家同士の繋がりを継続する為に、平成12年度から中山間直払制度に取り組んでいます。当時は「鳥の巣集落協定」と「宮野園集落協定」の二つの集落協定により活動を始めましたが、集落が抱える課題である、耕作者の高齢化や後継者不足、獣害の発生等により荒廃農地が発生し始めました。その打開策として、平成27年に集落機能の強化を目的に両集落協定を統合し、「宮野原集落協定」として新たに活動をスタートしました。

そのような折、美しい「鳥の巣棚田」の景観を取り戻そうと、地元農家のM氏が、山登りをきっかけに知り合った「NPO法人五ヶ瀬自然学校」の理事長の協力を得て、平成27年から荒廃農地の再生の取組を開始しました。とても心強い協力者が現れたと思っています。



【稲刈り交流会の様子】



【鳥の巣棚田】



4 取組の内容

地元や協力者により、集落の活気を取り戻した

—獣害対策はどのようなことを行いましたか？

平成27年度から29年度の3ヵ年にかけて、中山間直払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、鳥の巣棚田周辺にワイヤーメッシュ獣害防止柵約6kmを設置しました。

また、協定参加農家が協力して設置作業へ取り組むことにより費用も削減され、長年頭を悩ませていた獣害の防止対策が実現しました。



【ワイヤーメッシュ柵の設置の様子】

—集落と「NPO法人五ヶ瀬自然学校」はどのような連携をしているのでしょうか？

平成27年度に農村集落活性化支援事業を活用し、地元農家のM氏を中心に地元住民でつくる「しゃくなげ山遊会」のメンバーと「NPO法人五ヶ瀬自然学校」スタッフにより、荒廃農地の再生の取り組みを始めました。

一年がかりで生成した7筆26aの農地には、栽培期間が短く手間がかからない「トウモロコシ」を選定し、栽培を開始し、を再生させることができました。

また、「鳥の巣棚田体験農園」と称して、同NPOの主催により「世界農業遺産 高千穂郷・椎葉山 山楽校へ行こう！」と題したイベント開催、トウモロコシの苗の移植や収穫等の繁忙期の農作業へのボランティア支援を募り、労働力のカバーを行っています。



【農園で採れたトウモロコシ】

—地元女性グループの集落機能強化策について教えてください。

地元の女性グループの「第二区村づくり協議会 改善部」では、これまでも地区の行事や祭りの際、神楽餅や煮しめ、ぜんざいなどをふるまい、食を通じた地域活性化に取り組んでいました。しかし、高齢化に伴い、活動自体が停滞していたことから、令和元年にメンバーを再編し、集落協定と連携した集落機能強化策として、地元産の食材を活用した加工品開発を始めました。「できることから一歩ずつ」を合言葉に、地域に古くから伝わっている羊羹を次世代に受け継ぐべく、地元産の小豆を加工した羊羹を、地域の特産物になるように「花めぐり（小倉羊羹・柚子羊羹）」と名付けて令和元年から本格的に売り出しました。



5 取組の成果

農地保全の取組の結果「棚田遺産」に認定

—取組の成果について教えてください。

長年苦しめられた獣害による被害防止対策、NPO法人と協力した農地再生、地域開発等、宮野原集落協定を中心とした様々な取り組みにより集落機能の強化が図られ、「鳥の巣棚田」の農地は保全されています。

このような取組を継続してきた結果、令和3年1月には宮崎県から「ひなたの棚田遺産」を認定、令和4年3月には農林水産省から「つなぐ棚田遺産」を認定されました。



6 制度の活用方法、工夫

棚田加算で地域活性化

—中山間直接払の活用方法について教えてください。

中山間直接払交付金により、鳥の巣用水路の整備工事、農道舗装工事等の持続的な農用地保全への基盤整備を実施しています。また、それに併せ「鳥の巣棚田」を取り囲むようワイヤーメッシュの有害獣防止柵を設置しましたが、その設置作業においても、集落協定参加者に協力を依頼し、作業賃金としても利用しています。

また、令和2年度からは棚田地域振興活動加算にも取り組み、棚田で栽培した農産物を原料とした加工品の商品化や、集落ぐるみで棚田保全研修会を実施したことで、棚田保全の取組人員の確保に繋がっています。今後は、棚田の案内看板等を設置して誘客を図ることで更なる地域活性化を目指したいと考えています。

7 苦勞した点、克服方法

集落協定の活動を通じて地域が一体化

—集落の機能を強化できた要因はなんですか？

耕作者の高齢化や後継者不足、耕作地への獣害の発生等により荒廃農地が発生し始め、集落の士気が下がり、棚田自体の維持保全が危ぶまれた時期もありましたが、中山間直接払制度に取組み、目標を設定して活動行うことで地域が一体化となり、将来に向けた農地保全の取り組みができたように思います。

8 集落の今後

将来へつなぐ棚田へ

——今後の取組を教えてください。

「鳥の巣棚田」を中心とした農地保全や、農家同士の繋がりを将来へと継続するために、今後も中山間直払制度を活用していきたいと考えています。

村づくりの一環として行っているコープみやざきとの共催イベント（田植え交流会・稲刈り交流会・夜神楽交流会）も、今年30周年を迎えました。今後も交流人口の増加を目指して取り組んでいきたいと思ひます。